

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

62,421千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

461,380千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	44,720	19,360			6,751	18,609
	児童手当	77,430	65,510			3,173	8,747
	障害者自立支援事業	123,960	91,360			8,678	23,922
	子ども子育て支援事業	22,690	14,940			2,063	5,687
	小計	268,800	191,170	0	0	20,665	56,965
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	42,110	31,880			2,723	7,507
	後期高齢者医療広域連合負担金	42,260				11,250	31,010
	介護給付費繰入金	74,750				19,899	54,851
	介護保険地域支援事業繰入金	9,250				2,462	6,788
	小計	168,370	31,880	0	0	36,334	100,156
保健衛生	フォロー健診	1,500				399	1,101
	母子保健事業	10,490	3,690		120	1,778	4,902
	疾病予防対策事業	12,220	30			3,245	8,945
	小計	24,210	3,720	0	120	5,422	14,948
合計		461,380	226,770	0	120	62,421	172,069

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。